

## 青森県知事の所管に属する特例民法法人に対する立入調査の結果について

青森県総務部総務学事課

青森県では、特例民法法人に対する指導監督を充実させるため、平成14年度から所管特例民法法人への立入調査を少なくとも3年に1度実施することとしております。

この度、平成22年度の立入調査の結果を取りまとめましたので、その概要について公表します。

### 1 立入調査法人数等

所管特例民法法人数	平成22年度立入調査実施法人数
220法人	63法人

注1 「所管特例民法法人数」は、平成22年12月1日現在のものです。

2 教育部局及び警察部局において所管している特例民法法人は、含まれておりません。

### 2 主な指導事項

#### (1) 事業の実施状況

- ・ 契約事務を適正に執行すること。
- ・ 契約書の作成漏れをなくすこと。
- ・ 公益事業の規模を総支出額の2分の1以上とすること。
- ・ 決裁書類に決裁日の記入漏れがないようにすること。
- ・ 助成事業について、関係書類を適切に徴し、整備すること。
- ・ 赤字解消に向けた取組を進めること。

#### (2) 役員等の状況

- ・ 欠員となっている役員を速やかに置くこと。
- ・ 定款上に定めのない役員について、定款に定めること。
- ・ 理事の任期について、定款の規定に基づき適切に処理すること。
- ・ 役員就任の際には、就任承諾書を徴すること。
- ・ 理事のうち同一の業界の関係者が占める割合を2分の1以下とするか、又は監事を同一業界関係者及び所管する官庁出身者以外の者とする。

#### (3) 会議の開催等の状況

- ・ 理事会の成立に必要な充足数を過半数以上とする定款の見直しを行うこと。
- ・ 総会において書面表決数をその場で示し、議事録に記載すること。
- ・ 代理出席の場合における委任状には、代理人名等を明記すること。
- ・ 総会及び理事会の議事録には、署名者の記載漏れがないようにすること。
- ・ 理事会を定款の規定に従い開催すること。

#### (4) 資産の管理状況

- ・ 内部留保額が適正水準となるよう留意すること。
- ・ 手持ち現金の保管は、庶務規程に基づき行うこと。
- ・ 現金出納帳を整備すること。
- ・ 固定資産台帳及び備品台帳を整備すること。
- ・ 贈与により取得した不動産について、資産計上すること。
- ・ 預金通帳及び通帳印の管理を適切に行うこと。

#### (5) 会計の処理状況

- ・ 新公益法人会計基準に則した会計処理を行うこと。
- ・ 新公益法人会計基準に定める計算書類に対する注記を適切に作成すること。
- ・ 領収書には、領収年月日を記載すること。
- ・ 事業報告書を適切に作成すること。
- ・ 会計処理は、会計処理規則等を定めて適正に行うこと。
- ・ 貸借対照表及び財産目録の勘定科目の誤りを是正すること。
- ・ 収益事業は、経理を区分して処理すること。
- ・ 予算の補正、流用等の手続を適正に行うこと。
- ・ 一般会計と特別会計に計上する経費について、適正に処理すること。

#### (6) 登記、認可、届出等の状況

- ・ 収支予算書を変更したときは、遅滞なく知事に提出すること。

#### (7) 情報公開の状況

- ・ 業務及び財務等の資料について、インターネットでの公開に努めること。
- ・ 情報公開の対象となる書類を主たる事務所に常時備え置き、一般の閲覧に供すること。

#### (8) その他

- ・ 退会した会員については、会員名簿から削除すること。
- ・ 事務処理について、決裁権者の決裁を得ること。
- ・ 新公益法人制度への移行等が円滑になされるよう、計画的に作業を進めること。
- ・ 証拠書類は、年度ごとに綴り、適切な整理・保存に努めること。